

注意

- 1 「住所」の欄は、住民票上の住所を記入してください。また、1月1日に他の市区町村に住所を有していた場合は、「平成〇年1月1日時点の住所」欄に当該住所を記入してください。
- 2 「配偶者の有無」の欄で「有」を選んだ場合は、「配偶者」の欄を記入してください。なお、配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。
配偶者が他の市区町村に住所を有する場合は、「住所(別居の場合)」欄の上段に住民票上の住所を記入してください。また、1月1日に左記の住民票上の住所と異なる市区町村に住所を有していた場合は、同欄の下段に当該住所を記入してください。
- 3 「個人番号」の欄は、請求者が個人である場合のみ12桁の個人番号を記入してください。
- 4 「児童欄」に記入する児童は、請求者が養育(監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。)をする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 5 児童が海外に留学している場合は、「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか(出国した年月)を記入してください。
- 6 「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
 - ① 「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
 - ② 「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 7 「年金の種類」欄は、請求者の請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。
 - ① 加入している公的年金制度について、「ア」から「ウ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。
「ウ」をマルで囲んだ場合は、()内にその年金の名称を記入してください。
 - ② 「ア」をマルで囲んだ場合で、第四種被保険者または高齢任意加入被保険者(これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限る。)であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。
- 8 この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等(マイナンバー制度による情報連携を含みます。)によって清瀬市長が確認することができるときは、当該書類を省略することができます。
 - ① 児童が他の市区町村に住所を有する場合は、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
 - ② 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
 - ③ 児童が請求者自身の子であり、請求者がその児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
 - ④ 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - ⑤ 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - ⑥ 児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び請求者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類(請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。)
 - ⑦ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - ⑧ 請求者が本年(1月から5月までの月分については、前年をいいます。)1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、請求者の前年(1月から5月までの月分については、前々年をいいます。)の所得の額と、その所得に係る市町村民税又は特別区民税における控除対象配偶者及び扶養親族の有無と数についての市町村長の証明書
 - ⑨ 請求者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類
 - ⑩ 請求者の親族ではないが、前年12月31日に請求者が生計を維持した児童があった場合は、その事実を明らかにすることができる書類